

## 桑名市立小中学校一人一台端末ソフトウェア等貸借選定実施要領

令和7年10月 桑名市教育委員会事務局 教育総務課

## 1. 一般事項

### (1) 概要

本市では、文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想の推進 一人一台端末の着実な更新」を受け、第2期のGIGAスクール端末の整備とともに効果的な活用を図るためICT環境の整備を進めている。

ついては、本事業に関わる競争入札を実施し、賃貸借事業者（以下「事業者」という。）を選定する。

### (2) 入札実施者

桑名市長 伊藤 徳宇

### (3) 選定の方法

一般競争入札により事業者を決定する。事業者は、『桑名市立小中学校一人一台端末ソフトウェア等賃貸借選定実施要領』、『桑名市立小中学校一人一台端末ソフトウェア等賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）』に基づき、本市の要求を不足なく提供できるものとする。

### (4) 履行期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

### (5) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ①参加意思確認書兼誓約書を提出し資格等が確認され、参加資格審査結果通知書が発行された者。
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ③現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。
- ④参加意思確認書兼誓約書提出期限の日から入札時までの期間において、桑名市から指名停止を受けていない者。
- ⑤手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、公告の日までに桑名市一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けているもの。
- ⑦その他関係法令、規則等に違反していない者。
- ⑧国税及び市税に滞納の無いこと。

(6) 問い合わせ先

桑名市教育委員会事務局 教育総務課 管理係

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

電話:0594-24-1236 Mail:ksomum@city.kuwana.lg.jp

2. 選定の概要

(1) 件名

桑名市立小中学校一人一台端末ソフトウェア等賃貸借

(2) 内容

仕様書のとおり

(3) スケジュール

①令和7年10月6日(月) 応募受付開始

②令和7年10月10日(金) 質疑提出締め切り ※正午まで

③令和7年10月15日(水) 参加意思確認書兼誓約書提出締め切り ※正午まで

④令和7年10月16日(木) 質疑回答

⑤令和7年10月23日(木) 入札(市役所4階入札室)

※ 上記スケジュールは予定であり変更する場合がある。その場合、事前に連絡を行う。

3. 質疑

(1) 提出書類

①質問書(MS-Excel)により行うこと。

②MS-Excel への記載は、1行に1質問とし、複数行の結合は行わないこと。

③積算に無関係な質問には回答しない。

④再質問は認めない。

(2) 提出期限

令和7年10月10日(金)正午までとする。

(3) 提出方法

質問について、必ず『1. 一般事項(6)問い合わせ先』に電子メールにて提出し、電話等で到着確認を行うこと。また、電子メールの件名には、事業者名を必ず記載して送信すること。

(4) 質問回答

質問の回答については、令和7年10月16日(木)までに行う。なお、回答は、提出された質問全てについて、質問書を提出した事業者に加え、参加意思確認書兼誓約書を提出した事業者に配付する。

4. 提出書類

(1) 参加意思確認書兼誓約書

- ①参加意思確認書兼誓約書に代表者印を押印して提出すること。
- ②提出期限は令和7年10月15日(水)正午までとし、期限以降は受け付けない。
- ③提出先は『1. 一般事項(6)問い合わせ先』とする。
- ④提出方法は持参のみとする。

5. 入札書

- (1) 入札書の様式は、参加意思確認書兼誓約書の提出後に送付する。
- (2) 入札書の記載金額は、賃貸借期間を5年(60か月)として、1月あたりの賃貸借料を算定し、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

6. 契約

(1) 留意事項

落札後のソフトウェア等の変更は認めない。ただし、合理的な理由があり、本市が認めた場合はこの限りではない。

(2) 契約の締結

落札価格に基づき、月額で契約の締結を行う。

7. 適用

本件の業務範囲は関連図書に明示する内容とする。仕様書に規定する事項は別の定めがある場合を除き、事業者の責任において履行すべきものとする。

全ての関連図書は相互に補完するものとする。ただし、関連図書に相違がある場合の優先順位は次に示す順番とし、これにより難しい場合には疑義に対する協議等によるものとする。

- (1) 質問書
- (2) 仕様書

8. 欠格事項

以下に該当する場合は欠格とする。

- (1) 応募に際して談合等の不正行為を行ったもの。
- (2) 本市があらかじめ指示した事項に違反したもの。

#### 9. その他

応募に係る一切の経費は事業者の負担とする。また、当然必要とみなされることは全て本件に含むものとする。疑義がある場合は、必ず事前に確認することとし、確認なき場合は、本市の指示に従うものとする。